

研究助成および海外留学助成に関するQ & A集

<研究者登録について>

Q1：研究者登録とは何ですか。

A1：本財団の研究助成に応募する際に行っていただく登録です。

本財団の研究助成に対し、対象となる研究者の方々に登録を行っていただく事により、「助成関連業務の効率化」、「助成者に関する情報の適切な管理と精度向上」などを目的としております。なお、既に登録されている方は必要ありません。

Q2：研究者専用ページとは何ですか。

A2：研究者登録後に作成される本人専用のページです。本財団への研究助成に関連する諸手続きを行っていただくページです。

<応募>

Q1：応募方法を教えてください。

A1：本財団ホームページから「研究者登録」を行っていただき、登録完了後に、「研究者専用ページ」にアクセスしてください。各助成の「応募はこちらから」をクリックいただき、必要事項の入力および所定の様式に研究内容を記入いただき、アップロードしてください。

Q2：外国籍でも応募は可能でしょうか。

A2：研究助成は外国籍の方でも応募できますが、申込書は日本語で記入してください。また、海外留学助成は日本国籍を有する方、または日本に永住を許可されている方が対象です。

Q3：「精神薬療分野」、「血液医学分野」、「循環医学分野」および「先進研究」の研究助成への重複応募はできますか。

A3：たとえ異なる研究課題であっても、同一研究者が同時期に複数の研究を行うことは難しいと考えられますので、応募できません。

Q4：2026年度の先進研究助成はどの分野で募集するのですか。

A4：本年度は全ての分野（精神薬療、血液医学、循環医学）で募集します。各分野 1 件 1,000 万円の助成予定です。

Q5：先進研究助成と3分野の一般研究助成、若手研究者助成との違いは何ですか。

A5：先進研究助成はより臨床への貢献が期待される研究、および2年間の研究において具体的な成果が望める研究に対する助成です。

Q6：前回の交付時と同じ研究内容で応募してもよろしいでしょうか。

A6：研究の進展が見込める場合は、同じ研究内容で応募していただいても結構です。

Q7：昨年度の助成金受領者の応募は可能ですか。

A7：3 分野とも一般研究助成および若手研究者助成の助成金受領者本人からの連続応募はできません。

Q8：大学院の研究室に派遣されている「研究員」という身分なのですが、大学の正規スタッフでなくても応募できますか。

A8：応募者の正式所属先が「国内の医療施設またはそれに準ずる研究機関」であれば派遣研究員の身分でも応募可能です。

Q9：「国内の医療施設またはそれに準ずる研究機関に所属する医師または研究者」と応募資格にありますが、医学部にも医療施設にも所属しない研究所に所属している場合は応募できるでしょうか。

A9：所属する施設が医学・薬学関連の研究を行っていれば応募できます。

Q10：民間企業に所属していますが応募できますか。

A10：応募できません。

Q11：現在、海外の研究機関に所属していますが、近日中に日本国内の研究機関に赴任予定の研究者です。一般研究助成、若手研究者あるいは先進研究助成への応募資格はありますか。

A11：申込時に国内の研究機関に赴任しているのであれば、応募資格はあります。

Q12：教授が長期不在の場合、推薦者は教授以外の先生でもよろしいでしょうか。

A12：推薦状には教室の代表者（原則として教授）の推薦を必要としています。教授不在の場合は、直接の指導教授代行者の推薦状を添付してください（教授不在のため代行した旨を推薦状に記載願います）。

Q13：留学中は海外留学助成に応募できないのでしょうか。

A13：留学中の方は応募できません。

Q14：海外留学とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

A14：研究目的が主体の1年以上の海外留学です。語学留学や技術習得、研修等の留学は本財団の海外留学には該当しません。

Q15：他機関の海外留学助成に重複して応募し、助成が受け入れられた場合はどうなりますか。

A15：他機関の総額1,000万円以下の留学助成でしたら、本財団の留学助成を重複して受けること

は可能です。

Q16 : 留学期間が 1 年に満たなかった場合、受領した助成金はどうなりますか。

A16 : 助成金の一部返金が発生することがあります。

Q17 : 贈呈式に出席しないと海外留学助成は取り消されるのですか。

A17 : 選考いただいた先生方を前に決意表明をするよい機会ですので、原則出席をお願いしております。
ただし、出席されなくても取り消しにはなりません。

<助成金申請> (交付決定時)

Q1 : 先進研究助成の応募要領に「助成金の申請には、所属機関長の承諾書が必要」とありますが、申込書類の中に承諾書の様式が見当たりません。

A1 : 応募時には承諾書は必要ありません。承諾書につきましては、交付決定通知時に改めてご案内します。

Q2 : 「助成金申請書」の科目、摘要はどのように記入すればよいのですか。

A2 : 科目は試薬購入費、動物購入費、消耗品費、旅費交通費、人件費等です。摘要は特記したいもの等がありましたら記入してください。

Q3 : 助成金の使い方について注意することがありますか。

A3 : 制限事項もありますので「研究助成金の用途について」を参照してください。

Q4 : 助成金を間接経費・一般管理費に充当してもよいでしょうか。

A4 : 当財団の助成金は間接経費、一般管理費（いわゆるオーバーヘッド）を対象としていません。
交付対象者のマイページにオーバーヘッド免除願申請書の様式を添付しておりますので、オーバーヘッド規程がある所属機関に対しては本様式にて免除申請を行ってください。

<報告書提出>

Q1 : 「研究成果報告書」、「収支決算報告書」の提出締め切りはいつですか。

A1 : 12 月 15 日までに提出してください。

Q2 : 物品購入等の領収書のコピーは必要ですか。

A2 : 領収書のコピーは必要ありません。

Q3：海外留学助成者は、「海外留学研究経過報告書」か「海外留学だより」のどちらか一方を提出すればよろしいのですか。

A3：どちらか一方を提出いただければ、他方は免除となります。

<論文掲載>

Q1：論文に貴財団の英文名を入れたいのですが、英文表記を教えてください。

A1：本財団の英文表記は SENSHIN Medical Research Foundation です。

Q2：英文原著に記載する謝辞について教えてください。

A2：例文として、“This study was supported by a grant from SENSHIN Medical Research Foundation.”等が考えられます。

なお、Grant Number は設定しておりません。

<先進医薬研究報告会>

Q1：先進医薬研究報告会について詳しく教えてください。

A1：本報告会では若手研究者助成および先進研究助成の受領者による発表、ならびに意見交換会を予定しております。

Q2：報告会の時期、場所を教えてください。

A2：若手研究者助成の発表時期は研究期間終了年の12月、場所は大阪または東京です。

Q3：発表形態を教えてください。

A3：若手研究者助成の受領者は分野ごとの分科会で発表（口演、10分程度）していただきます。先進研究助成の受領者は全員参加の場合での発表（口演、30分程度）となります。

Q4：発表は受領者本人でないといけないのでしょうか。

A4：代理の方の発表でも構いませんが、若手研究者助成の場合、各分科会において優秀者を選考し、若手研究者継続助成金（150万円）を交付いたしますので、代理発表の場合はその対象外となります。

Q5：受領した研究課題での研究継続が困難な場合も発表しないといけないのでしょうか。

A5：成果報告として発表をお願いします。ただし、若手研究者継続助成の選考対象にはなりません。

Q6：若手研究者継続助成金受領者は、次年度も発表しないといけないのでしょうか。

A6：発表していただく場合があります。

<その他>

Q1：応募期間中に申込書の記載事項が変更になった場合はどのようにすればよいですか。

A1：申込書をアップロードし直してください。上書きされます。

Q2：受領後の変更はどのようにすればよいですか。

A2：所属・連絡先等の変更についてはマイページ添付の「変更届」にてアップロードしてください。その他の変更については事務局にお問い合わせください。

※その他ご不明な点がありましたら財団までご連絡ください。

お問合せショートカット (<https://www.smr.or.jp/inq>)